

帯広市動物園広告掲出要領

(趣旨)

第1条 帯広市動物園（以下「動物園」という。）に掲出する広告の募集及び掲出に関し必要な事項は、帯広市広告掲載要綱（平成19年4月1日制定。以下「要綱」という。）及び帯広市広告掲載基準（平成19年4月1日制定。以下「基準」という。）に定めるもののほか、この要領に定めるところによる。

(広告掲出位置の指定等)

第2条 生涯学習部長は、動物園における広告について、動物園内に広告掲出として活用することが適当と認める広告掲出位置を指定するものとする。

2 前項の規定により指定した広告掲出位置（以下「指定広告掲出位置」という。）に掲出する広告の種類、規格、枠数及びその他の広告掲出に係る条件は生涯学習部長が別に定める。

(広告掲出の制限)

第3条 要綱第4条第2項各号のいずれかに該当する広告又は基準第4条各号のいずれかに該当する業種若しくは事業者に係る広告のほか、次の各号のいずれかに該当する広告は、動物園に掲出しない。

- (1) 会社名又は商品名を著しく繰り返すもの
- (2) 絵柄、文字等が過密であるもの
- (3) 意味なく身体の一部を強調するようなもの
- (4) 著しくデザイン性が劣るもの又は意味不明なもの
- (5) その他動物園の美観を著しく損ない、来園者等に不快感を起こさせるおそれがあるもの

(広告を掲出する期間)

第4条 広告掲出は、原則として、4月29日（同月26日、27日又は28日が土曜日にあたる場合はその日）から開始し、翌年の2月の末日に終了するものとする。

2 平成25年度の広告掲出は7月から開始する。

(広告の募集)

第5条 要綱第6条及び第7条に定めるもののほか、広告の募集の時期、方法その他必要な事項は、生涯学習部長が別に定める。

(広告の選定)

第6条 要綱第8条の規定による選定にあたって、要綱、基準及びこの要領に適合する広告が広告枠数を超える場合は、市内に事業所を有する事業者等及び掲出期間が長期間のものを優先する。

なお、選定した広告が広告枠数を超える場合は、抽選により選定するものとする。ただし、抽選に先立って広告掲出希望者と調整を行うことができる。

(請書の提出)

第7条 市長は、前条の規定により広告掲出の決定を受けた広告掲出希望者（以下「広告主」という。）から、市長が別に指定する日までに、請書を徴取するものとする。

(行政財産の使用の許可)

第8条 広告主は、広告掲出に際し、あらかじめ、帯広市公有財産規則（昭和55年規則第21号。以下「公有財産規則」という。）に規定する行政財産の使用の許可（以下「使用許可」という。）を受けるとする。

(広告掲出料及び使用料)

第9条 広告主は、市長が指定する日までに、広告掲出に係る料金（以下「広告掲出料」という。）及び帯広市行政財産使用料条例（昭和45年条例第12号）の規定に基づき算定した使用許可に係る使用料（以下「使用料」という。）を、それぞれ一括して納付するものとする。

2 広告料は、全額前払いとする。

3 前2項に定めるもののほか、動物園に掲出する広告掲出料の詳細については、生涯学習部長が別に定める。

(広告の作成及び提出等)

第10条 広告主は、市長が指定する日までに広告を作成し、市長に提出するものとする。この場合において、広告の作成及び提出に係る経費は、広告主が負担するものとする。

2 生涯学習部長は、前項の規定による広告の提出があったときは、広告の内容等が要綱、基準及びこの要領に適合していることを確認するものとする。

3 生涯学習部長は、前項の規定による確認の結果、広告の内容等が適当でないと認めたときは、広告主に対し、広告の内容等の一部を訂正し、又は削除するよう求めることができる。広告掲出後においても同様とする。

(広告の掲出及び撤去)

第11条 広告の掲出及び撤去は、広告主がその費用を負担して行うものとする。

(広告掲出の取消し等)

第12条 市長は、要綱第10条各号のいずれかに該当して広告掲出の決定を取り消したときは、掲出した広告を撤去し、又は広告掲出を一時中止するものとする。

2 市長は、前項の規定により広告掲出を取り消したときは、当該広告主に対し、理由を付してその旨を通知するものとする。

3 第1項の規定による広告掲出の取消し等により広告主が損害を受けることがあっても、市は、その賠償の責めを負わない。

(広告掲出料の返還等)

第13条 広告掲出の決定後、広告掲出開始日の前日までに、要綱第12条ただし書の規定により広告掲出を取り消したときは、広告主から納付された広告掲出料の全額を、当該広告主に返還するものとする。

2 広告掲出期間中に、要綱第12条ただし書の規定により広告掲出を中止したときは、広告主から納付された広告料を、掲出できなかった期間に応じて、当該広告主に返還するものとする。

- 3 前項の場合において、当該月分の広告掲出料の返還については、広告掲出期間が1か月に満たない場合、第9条第3項の規定により別に定める広告料に基づき、動物園の開園日数に応じて計算するものとし、その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。
- 4 第2項の規定にかかわらず、生涯学習部長が別に定めるときは、広告掲出料を返還しないものとする。
- 5 第1項及び第2項の規定により返還する広告掲出料には利子を付さない。

(広告掲出の取下げの申出)

第14条 広告主は、自己の都合により広告掲出を取り下げようとするときは、書面により生涯学習部長に申し出なければならない。

- 2 生涯学習部長は、前項の規定による申し出があったときは、直ちに、掲出した広告を撤去させ、広告掲出の決定を取り消すものとする。

(広告の変更)

第15条 広告主は、当該広告の内容を、原則として、1か月単位で変更することができる。

- 2 広告主は、前項の規定により広告の内容を変更しようとするときは、生涯学習部長にあらかじめ協議の上、広告の内容を変更しようとする月の掲出開始日から起算して10日前までに、第10条第1項の規定に準じて広告を作成し、提出するものとする。
- 3 前項の規定により提出された広告の内容の確認等については、第10条第2項及び第3項の規定を準用する。

(協議)

第16条 要綱、基準及びこの要領に定めのない事項について疑義が生じた場合は、教育委員会及び広告主が誠意をもって協議し、解決を図るものとする。

(様式)

第17条 この要領に定める広告掲出に関し必要な様式は、要綱に定める様式例に準じて、生涯学習部長が別に定める。

(その他)

第18条 この要領に定めるもののほか、動物園に掲出する広告の取扱いに関して必要な事項は、生涯学習部長が別に定める。

附 則

この要領は、平成25年6月6日から施行する。